

事業所指定等の手続について

(居宅介護支援事業/地域密着型サービス事業/介護予防・日常生活支援総合事業)

1. 指定・更新申請

新規指定については、毎月1日指定を原則とし、開設2か月前を目途に申請を行ってください。介護サービス事業には種別ごとに人員・設備・運営の基準が定められており、いずれの基準にも適合する必要がありますが、特に設備関係については事後に是正を図ることが困難ですので、必ず工事等の着手前に事前協議（図面協議）を行い、基準に適合することを確認してから着手して下さい。

介護保険法に基づく介護保険サービス事業所は、6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。更新申請を行わなかった場合は介護保険サービス事業所としての効力を失い、介護報酬を受けられなくなります。更新期限が近づいた事業所には、申請手続きのご案内をお送りします。前回指定日から6年を経過する日が「有効期間満了日」となり、その翌日が「更新予定日」となります。

2. 変更届

指定内容に変更があったときは、その旨を「変更届」により、変更後10日以内に提出をお願いします。

3. 廃止・休止・再開に関する届出

休止又は廃止する場合は、その1ヵ月前までに「廃止・休止・再開届出書」により届出を行ってください。また、その際は、あらかじめ担当ケアマネジャーや古賀市に、廃止、休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、適切な措置を講じて下さい。

4. 指定等申請様式

古賀市ホームページに掲載しています。

○居宅介護支援事業

https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/yobou/kaigo_003/kaigo_003a/004.php

○地域密着型サービス事業

https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/yobou/kaigo_003/kaigo_003b/002.php

○介護予防・日常生活支援総合事業

https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/yobou/kaigo_003/kaigo_003c/002.php